

改正道路交通法の施行日決定！！ 2023年4月1日から

すべての自転車利用者に対する 乗車用ヘルメット着用の努力義務化

道路交通法（第63条の11）の一部改正内容

【児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項】

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

改正後

新設

【自転車の運転者等の遵守事項】

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
 - 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



- ★ 「SGマーク」などの安全性を示すマークが付いたヘルメットを着用しましょう！
- ★ 「あごひも」も確実にしめて正しく着用しよう！

※「交通の方法に関する教則」の一部改正（2023.4.1～）

埼玉県警察

【お問合せ先】埼玉県警察本部交通部交通総務課（自転車対策係） 048-832-0110（代表）